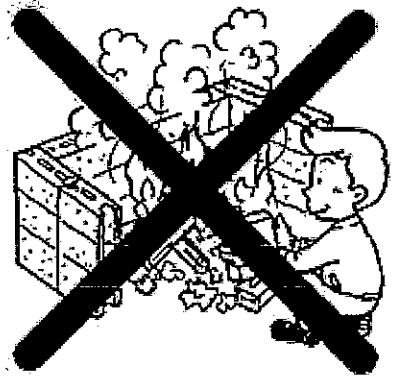


「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により

ごみの焼却は 禁止されています

禁止行為

- ごみの野焼き、穴を掘っての焼却
- ドラム缶やブロック積み焼却炉、法定構造を満たさない焼却炉を用いた焼却
- ※ 剪定枝、刈草の焼却もごみの焼却に該当します。



焼却禁止の例外

- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
- ※ ただし、ビニールハウス等のビニールを焼却する行為は禁止です。
- たき火等、日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ※ このような場合でも、周辺地域の生活環境に支障が生じる場合等は行政指導等の対象になります。

違反行為の罰則

- 5年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金又はこれを併科

ごみステーションへの排出方法

葉・草



1 回に 2 袋まで

※土を落として乾かして出してください

木・枝



1 回に 3 束まで

【問合先】市原市役所クリーン推進課 ☎0436-23-9053

野焼きストップコール(土日祝日及び夜間 17:15~8:30 ☎24-5374)